

大阪府監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月30日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

指摘事項に対する措置

（公有財産の管理事務について）

監査対象機関名	大阪府立北千里高等学校	
監査実施年月日	事務局 平成25年1月15日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>地域住民等で構成される任意団体が、学校敷地内に備品や構築物を設置し、定期的に学校敷地内で竹炭づくりの活動を行っているが、当該利用について行政財産の使用許可等を行っていなかった。</p> <p>また、本件については、本来公有財産として管理すべき学校所有の構築物（カーポート状の屋根）について公有財産台帳に登録されておらず、既に廃棄した備品（ドラム缶式炭焼窯）が備品出納簿に登録されたままになっていた。</p> <p>本件は、平成11年度に「府立高等学校魅力ある学校づくり推進事業」の採択を受け「地域連携の充実」の一環として実施されてきたという経緯はあるものの、特定の団体に正当な手続を踏まず行政財産を使用させている状態であることから是正が必要であり、火災や事故等の安全管理の面や学校事業としての位置付けの面からも再検証が必要である。</p>	<p>（炭焼き窯の不用品決定について） 平成25年8月8日措置済み</p> <p>（安全管理について） 平成25年8月8日措置済み</p> <p>（カーポート状の屋根の公有財産台帳登録について） 学校所有の構築物（カーポート状の屋根）については、平成25年5月27日付けで工作物として公有財産台帳に登録した。</p> <p>（竹炭づくり活動に係る使用許可について） 竹炭づくりは、学校経営計画上の「地域連携の充実」の取組の一環として位置づけ、地元の「北千里竹炭の会」の指導を受けることにより、コミュニティの一員として活動することの意義を学び、その能力を育成</p>

する。また、クラブ活動や理科の特別授業等で竹炭や竹酢液の効用（吸着性、浄化性、癒し効果、防虫効果、殺菌効果等）を学ぶことを通して、普段から自発的に環境問題を考える生徒の育成につなげる。

また炭焼窯を定期的に維持管理し、良好な使用状態を維持するため、竹炭づくりに精通している北千里竹炭の会と「竹炭窯の保全に係る覚書」を平成27年3月に締結した。

指示事項に対する措置

(光熱水費の滞納に係る対応について)

監査対象機関名	大阪府立枚方高等学校	
監査実施年月日	事務局 平成24年11月28日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>食堂事業者に係る食堂と自動販売機3台の光熱水費の業者負担分について、滞納額（平成23年度末、819,358円）が年々増加しているため、食堂事業者に対して経営状況を把握し、法的手続も視野に入れた滞納整理を進める必要がある。併せて、今後の健全で安定的な食堂運営を確保するため、次期使用許可期間の短縮や公募の実施などの方策についても検討されたい。</p>	<p>(経営状況の把握及び健全で安定的な食堂運営について) 平成25年4月9日措置済み</p> <p>(滞納整理について) 食堂事業者負担の光熱水費滞納額については、食堂事業者と協議を行い債務承認及び分割誓約書を提出させ、債務額を確認させるとともに納付計画書を提出させ、支払いを求めた結果、平成27年11月20日に完済となった。</p> <p>今後は、滞納が発生しないよう継続して適切に指導するとともに、滞納額がかさみ解消に目途が立たない場合は行政財産使用許可の短縮及び取消しを検討する。また、新たな業者選定を必要とする場合は、教育庁の公募方式導入の方針を踏まえ、検討する。</p>